

大学生の体罰・暴力的指導の捉え方に関する男女差

Gender gap about how to catch physical punishment and violence instruction of the Japanese university student

体育学部体育学科
和所 泰史

WASHO, Yasushi
Department of Physical Education
Faculty of Physical Education

要旨：本稿は、2012（平成24）年に起こった体罰事件以来、日本の「体罰・暴力的な指導」に対する価値観を大きく変容させた問題の男女差の意識に着目した。体育学科の学生の意識調査では、男子学生よりも女子学生の方が「体罰・暴力的な指導」に強い嫌悪感を示していた。体罰・暴力的な指導を容認するという結果には、競技の特徴も存在したが、最も大きな要因は、自らが体罰・暴力的な指導を受けたことで結果を残したため体罰・暴力的な指導を肯定してしまう、という点である。指導者は「体罰・暴力的な指導」というのは、必要悪であることをしっかり認識し、体罰を伝播させることなく、被指導者、保護者の両性に納得される指導方法が求められる。

キーワード：体罰, 暴力, 大学生, 体育学, 男女差

I. はじめに

1947（昭和22）年に定められた学校教育法では、「学生・生徒等の懲戒」について第11条で次のように述べられている。「校長及び教員は、教育上必要があると認めるときは、文部科学大臣の定めるところにより、学生、生徒及び児童に懲戒を加えることができる。ただし、体罰を加えることはできない。」このような規定が存在しながらも、戦前から続いていた日本の教育現場での指導者による暴力行為は、戦後も引き継ぎ行われていた。

21世紀になり、いじめ、校内暴力をはじめとした児童生徒の問題行動が顕著になり、文部科学省は2007（平成19）年2月5日、「問題行動を起こす児童生徒に対する指導について（通知）」を出した。その中で「3 懲戒・体罰について」において「(2) ただし、教員等は、児童生徒への指導に当たり、いかなる場合においても、身体に対する侵害（殴る、蹴る等）、肉体的苦痛を与える懲戒（正座・直立等特定の姿勢を長時間保持させる等）である体罰を行ってはならない。体罰による指導により正常な倫理観を養うことはできず、むしろ児童生徒に力による解決への志向を助長させ、いじめや暴力行為などの土壌を生む恐れがあるからである」との通知を行っていた。

しかし、こうした通知が行われながらも、具体的な対策が講じられることもなく、「体罰・暴力的な指導は必要である」との価値観が学校現場には、まだ残存していたことも事実である。

2013（平成25）年5月27日に文部科学省は「運動部活動の在り方に関する調査研究報告書～一人一人の生徒が輝く運動部活動を目指して～」と称して「運動部活動での指導のガイドライン」を作成した。その理由は、2012（平成24）年12月23日に大阪市立桜宮高校の男子バスケットボール部に所属していた男子生徒が顧問から体罰を受けたことによって自殺する（以下、桜宮高校事件）という事案が発生し、部活動における「体罰」が大きな社会問題へと発展したことであった。

また、桜宮高校事件の直前（2012年12月4日）には、2012年第30回オリンピック・ロンドン大会の女子柔道日本代表選手ら15人が日本オリンピック委員会に匿名で監督からの暴力などを訴える文書を届けていた。そこには、監督が普段から暴力・暴言を繰り返して行われていた事実が鮮明に記載されていた。

これらの体罰事件の後、文部科学省は児童生徒の体罰の実態を把握し、体罰禁止の徹底を図るため、2013（平成25）年1月23日付けで初等中等教育局長及びスポーツ・青少年局長通知により各都道府県・指定都市教育委員会等に対して依頼を行った。その対象は国公

表1. 2012（平成24）年度に発生した体罰時の状況（場面）

区分		小学校	中学校	高等学校
場面	授業中	922 (59.1%)	687 (24.5%)	483 (21.3%)
	放課後	72 (4.6%)	323 (11.5%)	242 (10.7%)
	休み時間	267 (17.1%)	324 (11.6%)	203 (8.9%)
	部活動	21 (1.3%)	1,073 (38.3%)	948 (41.7%)
	学校行事	45 (2.9%)	74 (2.6%)	137 (6.0%)
	ホームルーム	62 (4.0%)	82 (2.9%)	77 (3.4%)
	その他	170 (10.9%)	242 (8.6%)	182 (8.0%)

※文部科学省（2013）「体罰の実態把握について（第2次報告）」より作成

私立の小学校，中学校，高等学校（通信制を除く），中等教育学校，特別支援学校，高等専門学校であり，2012（平成24）年度に発生した体罰の状況を報告することとなった。

調査の結果，2012（平成24）年度に発生した体罰の発生件数は，小学校が1,559件，中学校が2,805件，高等学校が2,272件であった。また，体罰時の状況（場面）について，中学校，高等学校は部活動時が最も多かった（表1）。中学校では1位の部活動が1073件（38.3%）で2位の授業中687件（24.5%）という結果であり，高等学校においては，1位の部活動948件（41.7%）を2位の授業中483（21.3%）を大きく離す結果となっている。

現在，体罰は教育上必要悪であるという概念が定着しつつあるが，中学校，高等学校で部活動を経験してきた大学生は，体罰，暴力的な指導をどのように捉えているのか。

筆者は2016（平成28）年に環太平洋大学に着任して以来，体育学部体育学科の必修科目である体育原理の授業を担当してきた。環太平洋大学体育学部体育学科の学生は，中学校，高等学校で部活動に所属しており，大学でも部活動を継続している学生が約85%いる。

これまで大学生の体罰に関する意識の研究は桜宮高校事件後にいくつか行われており，体育学を専攻している学生に対する調査も存在する（藤田ほか，2014）（宮坂ほか，2016）。しかしながら，体罰に関する男女差の意識に関しての検討は行っていない。

II. 目的

本研究は，部活動を経験してきた体育学科の学生を対象に「体罰・暴力的な指導について」の意識調査を行い，その実態を明らかにすることを目的とする。本研究を通して，本学の教員や今後体育教員を目指す学

生が，指導時の生徒の性別や保護者の視点にも配慮した指導方法等を検討することができる。

III. 方法

研究対象者は環太平洋大学体育学部体育学科の2016（平成28）年度「体育原理」の受講者（1年生）男性163名，女性76名の計239名（実施日2016年5月12日），2017（平成29）年度「体育原理」の受講者（1年生）男性177名，女性72名の計249名（実施日2017年5月11日），総計488名を対象にした。

アンケートは「体罰・暴力的な指導についてどう考えるか」という質問を行い，その結果を筆者が「絶対無くすべき」「場合によっては仕方がない」「必要である」「未回答，該当回答なし」の4つに分類した。

IV. 結果および考察

本研究の結果，体罰・暴力的な指導に関するアンケートの有効回答数は，488人の受講生のうち402（82.4%）であった。「未回答・該当回答なし」の17.6%は，「指導者の在り方」や「体罰，懲戒の区分」の重要性を答えたもので，体罰・暴力的な指導が必要か必要でないかの回答を行っていないため，本研究の対象から除外した。

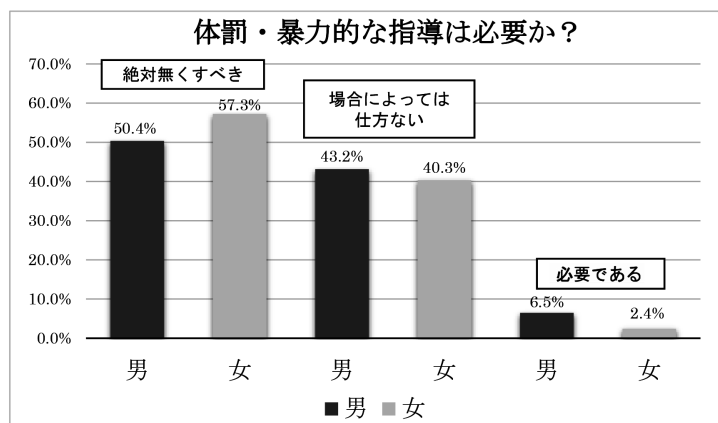
まず，体罰・暴力的な指導を「絶対無くすべき」と回答した学生が，有効回答数402の回答のうち211（52.5%）と半分以上を占める結果となった。そのうち男子が140人で男子学生の有効回答のうち50.4%であった。一方で，女子が71人の有効回答のうち57.3%という結果となった。次に，体罰・暴力的な指導を「場合によっては仕方がない」と回答した学生が，402のうち170人（42.3%）であった。男女比を比べると，男子が120人（43.2%）で，女子が50人（40.3%）

表2. アンケート結果の詳細

回答総数		有効回答総数	
男	女	男	女
340	148	278	124
合計		合計	
488		402	

絶対無くすべき		場合によっては仕方ない		必要である		未回答, 該当なし回答	
男	女	男	女	男	女	男	女
140	71	120	50	18	3	62	24
50.4%	57.3%	43.2%	40.3%	6.5%	2.4%		
合計		合計		合計			
211		170		21			
52.5%		42.3%		5.2%			

表3. アンケート結果の男女差



という結果となった。

最後に、体罰・暴力的な指導を「必要である」と回答した数は21人で全体の5.2%である。男女比を比べると、男子が18人(6.5%)、女子が3人(2.4%)である。これらの結果から、体育学科の学生は、男子学生よりも女子学生の方が体罰・暴力的な指導を否定的に考えていることがわかる。

では次に、「体罰・暴力的な指導は必要である」と回答した学生の特徴を検討していきたい。

まずは男子学生である。「体罰・暴力的な指導は必要」と回答した18人のうち、最も多かった部活動は陸上競技部の5人。次いで野球部の4人、サッカー部3人、剣道部、ソフトボール部、ハンドボール部、ラグビー部が1人ずつ、無所属が2人という結果であった。無所属2人を除くと16人で、そのうち10人が球技種目の団体競技部に所属していることが特徴である。

次に女子学生はどうか。「体罰・暴力的な指導は必要」と回答した3人のうち、柔道部、レスリング部、陸上競技部が1人ずつであった。こちらは男子学生と

違って個人競技のみであるという点が特徴的である。なお、これら3人の女子学生のうち2人は柔道、レスリングと対人競技であった。対人競技は競技性質上、接触する機会が多く、それは試合のみならず練習時でも同様である。そのため、体罰や暴力的な指導を受けやすい環境であるからこそ、競技能力の向上に必要だと考えていると思われる。

では、なぜ体罰・暴力的な指導は根絶しないのか。それには自身が受けた体罰・暴力的な指導を容認し、連鎖させてしまうことが考えられる。

2006(平成18)年に朝日新聞社が高校野球の指導者にアンケートを実施したところ、指導で重視していることは「心を育てる」が80%を占め、「チームの勝利」(5%)「技術をのばす」(4%)を大きく引き離す結果となった。また、体罰への認識については「どんな場合でも許されない」が39%だったのに対し、「やむを得ない」「必要」と回答した数を合わせて60%という差を見せた。すなわち2006年当時の高校野球の指導者は、半数以上が体罰・暴力的な指導を容認していた

表4. 競技者と指導者の性別の組み合わせにおける体罰・暴力の行為の種類（複数回答あり）

小学校時代		殴る	人格	立場	セクハラ	その他
男性→男性	実数 (56)	53	11	9	0	2
	%	94.6%	19.6%	100.0%	91.8%	8.2%
男性→女性	実数 (13)	12	7	3	1	0
	%	92.3%	53.8%	23.1%	7.7%	0.0%
女性→男性	実数 (2)	2	0	0	0	0
	%	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
女性→女性	実数 (3)	2	1	0	0	0
	%	66.7%	33.3%	0.0%	0.0%	0.0%
合計	実数 (74)	69	19	12	1	2
	%	93.2%	25.7%	16.2%	1.4%	2.7%
中学校時代		殴る	人格	立場	セクハラ	その他
男性→男性	実数 (58)	57	20	12	2	1
	%	98.3%	34.5%	20.7%	3.4%	1.7%
男性→女性	実数 (23)	20	14	4	2	1
	%	87.0%	60.9%	17.4%	8.7%	4.3%
女性→男性	実数 (1)	1	0	0	0	0
	%	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
女性→女性	実数 (3)	1	2	0	0	0
	%	33.3%	66.7%	0.0%	0.0%	0.0%
合計	実数 (85)	79	36	16	4	3
	%	92.9%	42.4%	18.8%	4.7%	3.5%
高校時代		殴る	人格	立場	セクハラ	その他
男性→男性	実数 (45)	41	17	14	1	2
	%	94.6%	19.6%	16.1%	0.0%	3.6%
男性→女性	実数 (19)	19	9	3	0	0
	%	100.0%	47.4%	15.8%	0.0%	0.0%
女性→女性	実数 (5)	3	3	1	1	0
	%	60.0%	60.0%	20.0%	20.0%	0.0%
合計	実数 (69)	63	29	18	2	2
	%	91.3%	42.0%	26.1%	2.9%	2.9%

※金谷 (2015) より引用

ことがわかる。また、このアンケートに回答した指導者のうち65%は自身も体罰を受けたことがあると回答していた。

また、桜宮高校の事件後、2013（平成25）年5月に3大学の運動部に所属している大学生に体罰に関するアンケートを実施した。「小中高のうち体罰を受けた経験があるか」という問いについて「ある」と回答した学生が33%、「ない」と回答した学生は59%という結果であった。

続けて、「体罰はあっていいか」という問いに対して、体罰を受けたことがあると回答した学生は、「そう思う」が37%、「どちらかと言えばそう思う」が36%と、72%が体罰を肯定的に見ている。一方、体罰を受けたことがない学生は、同じ「体罰はあっていいか」という問いに対して、「そう思う」が24%、「どち

らかと言えばそう思う」が33%で、体罰を肯定的に見ている人は57%であった。

これらのアンケート結果を見るかぎり、体罰・暴力的な指導は、自身が受けてきて、それを乗り越えた自信や得たものを肯定的に捉えて、時代が進んでも「体罰・暴力的な必要である」という錯覚を引き起こすのであろう。

次に、男女間の体罰・暴力的な指導に関する意識について検討していきたい。

2015（平成27）年に鹿角市が高校生に男女間の暴力に関する意識を調査した。そのアンケートでは、「あなたは、夫婦や恋人同士で起こる次のようなことを暴力だと思えますか」という設問に「身体を傷つける可能性のある物でたたく」を「暴力だと思う」と回答した男性は89.9%、女性は95.9%とどちらも高い結果で

あったが、女性の方がより高い結果となった。他にも「大声でどなる」を「暴力だと思う」と回答した割合は、男性が37.0%、女性が42.6%であり、「ものを投げつける」を「暴力だと思う」と回答した割合は、男性が89.9%、女性が92.6%という結果となっている。

また、金谷（2015）は、競技者と指導者の性別の組み合わせにおける体罰・暴力の行為の種類について検討している。その中で、体罰・暴力の行為の種類はいずれの年齢カテゴリー（小学校、中学校、高校）においても「殴る」と回答した数が最も多かったものの、「男性指導者×女子競技者」の場合は、「殴る」のみならず「人格を否定するような暴言」もそれぞれ半数近くを占める傾向があった（小学校時代53.8%、中学校時代60.9%、高校時代47.4%）。これは「男性指導者×男性競技者」が「人格を否定するような暴言」を受けたと回答する数に比べても圧倒的に高い割合である（小学校時代19.6%、中学校時代34.5%、高校時代19.6%）。金谷の作成した表（表4）を見てもわかるように、体育・スポーツにおける競技力向上の現場では、男性指導者の数が女性指導者に比べ圧倒的に多く、さらに体罰・暴力的な指導を行う者も男性が多かった。しかし、男性指導者が女性に対する体罰・暴力的な指導は「殴る」のみならず、人格を否定する、いわゆる精神的暴力も行われていることを報告している。

暴力の種類としては、身体的暴力、精神的暴力、社会的暴力、経済的暴力、性的暴力などが挙げられる。男性と女性には、単純に「暴力」といっても様々な意識の差が存在しているため、女性の方が体罰・暴力的な指導をより否定的に捉えるのではないだろうか。

V. おわりに

本研究の検討により、男女の競技経験者でも体罰・暴力的な指導に対して女性の方がやや否定的な見解を持っていることが明らかとなった。しかし、これはスポーツに携わってきた学生のアンケート結果である。スポーツに携わっていない学生の方が体罰・暴力的な指導に嫌悪感を持っているという検討結果もあるため、今後指導者は、被指導者のみならず、保護者や他の教員の視点にも目を向ける必要があるだろう。なぜなら、自らが肯定的に受け入れた体罰・暴力的な指導を被指導者に伝播し、被指導者が容認しても、他の保護者や教員にとって「体罰」だと認定されたら、「体罰」は成立してしまう。指導者は、どんな状況で

も「体罰・暴力的な指導」というのは、必要悪であることをしっかり認識し、誰が見ても納得される指導を行っていかねばならない。

2013（平成25）年4月25日、これまでの暴力事件を受けて「暴力行為根絶宣言」が日本体育協会をはじめ、日本オリンピック委員会、日本障害者スポーツ協会、全国高等学校体育連盟、日本中学校体育連盟の5団体の連名で採択された。その宣言には「暴力行為を厳しい指導として正当化するような誤った考えは、自発的かつ主体的な営みであるスポーツの本質的な意義とその価値に相反する」と書かれており、指導者や競技者の在り方が述べられている。

スポーツの未来を担うのは、現代を生きる子ども達であり、こうした自覚の下にスポーツに携わる者は、スポーツの持つ価値を著しく侵害する暴力行為を根絶し、世界共通の人類の文化であるスポーツの伝道者となることが求められる。

VI. 参考文献

- 朝日新聞「高校野球の指導者 『心の育成重視8割』 6割は体罰『容認』」2006年6月5日、朝刊、p.34
朝日新聞「体罰 運動部員6割容認 受けた学生肯定的な傾向」2013年5月12日、朝刊、p.16
藤田主一、宇部弘子、福場久美子、鈴木悠介、本間悠也、小川拓郎、深見将志、藤本太陽、齋藤雅英、谷釜了正（2014）「体罰・暴力における体育専攻学生の意識と実態」『日本体育大学紀要』44（1）、pp.21-32
長谷川誠（2016）「学校運動部活動における『体罰』問題に関する研究－体罰を肯定する意識に注目して－」『神戸松蔭女子学院大学研究紀要人間科学部篇』5号、pp.21-34
岩井八郎（2010）「容認される『親による体罰』－JGSS-2008による『体罰』に対する意識の分析－」『日本版総合的社会調査共同研究拠点 研究論文集』第10号、pp.49-59
鹿角市市民部市民協同課（2015）「高校生の男女共同参画の暴力に関するアンケート結果について」
<http://www.city.kazuno.akita.jp/danjo/2403.html>
金谷麻理子（2015）「女性競技者の抱える問題 女性指導者増加のための具体的方策」『体育学研究』60号 Report pp.1-11
宮坂敏一、田原卓、福場久美子、藤田主一（2016）「体育専攻学生の体罰認識度に関する研究－苦痛の

- 因子構造及びその条件設定との関連性-」『日本体育大学紀要』45(2), pp.119-129
- 文部科学省(2013)「体罰の実態把握について(第2次報告)」
- 文部科学省(2013)「大阪市立桜宮高校の男子生徒自殺事案について」
- 文部科学省(2013)「運動部活動の在り方に関する調査研究報告書」
- 文部科学省(2007)「問題行動を起こす児童生徒に対する指導について(通知)」
- 文部省(1947)「学校教育法」<http://law.e-gov.go.jp/htmldata/S22/S22F03501000011.html>
- 日本体育協会, 日本オリンピック委員会, 日本障害者スポーツ協会, 全国高等学校体育連盟, 日本中学校体育連盟(2013)「スポーツ界における暴力行為根絶宣言」[http://www.japan-sports.or.jp/Portals/0/data/koho_kyanpen/news/bouryokukonzetsusengen\(yoko\).pdf](http://www.japan-sports.or.jp/Portals/0/data/koho_kyanpen/news/bouryokukonzetsusengen(yoko).pdf)
- 佐久間正夫(2016)「琉球大学教育学部学生の『体罰』に対する意識について」『琉球大学教育学部紀要』89号, pp.125-137